

別表第1（第3条関係）

| 事業区分 |                          | 補助対象経費  | 補助事業者         | 事業実施主体                    | 補助率            | 補助限度額            |
|------|--------------------------|---|---------------|---------------------------|----------------|------------------|
| 1    | 接触機会の低減に係る施設整備           | ・選果、調整、梱包等の農産物流通に係る工程を効率化、高度化及び省力化するための設備<br>(選果機、洗浄機、調整機、梱包機等)   | 農業協同組合<br>市町村 | 農業協同組合等                   | 3分の2<br>以内     | 1件当たり<br>3,000万円 |
| 2    | 販売機会の拡大に係る施設整備           | ・長期的に農産物の品質を維持するための設備<br>(予冷库、冷凍庫等)<br>・農産物の販売力を強化するための設備<br>(小袋包装機等)   |               |                           |                |                  |
| 3    | 新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る施設整備 | ・作業者どうしの物理的な距離を確保するための設備及び施設の改修等<br>(隔壁、カーテン設置工事等)<br>・衛生環境を改善するための設備<br>(換気設備、冷暖房設備等)  |               |                           |                | 1件当たり<br>1,000万円 |
| 4    | 6次産業化に係る施設整備             | ・加工施設、観光農園、農家レストラン等の感染症対策、衛生管理、集客及び経営回復のための設備及び施設の改修等<br>(隔壁、手洗い、換気扇、防虫網設置工事等)<br>・加工品の製造工程を改善するための設備<br>(殺菌機、冷蔵及び冷凍庫、包装機、洗浄機、充填機等) | 市町村           | 農業者等の組織する<br>団体<br>農業法人 等 | 1件当たり<br>500万円 |                  |

○補助要件

- (1) 1、2、3の事業の補助事業者について、受益範囲が県域のものについては、農業協同組合とし、受益範囲が限られるものは市町村とする。
- (2) 4の事業の事業実施主体は、県、市町村等の6次産業化支援を受けた者又は受けようとする者とする。また、加工施設の衛生管理は、県版HACCPステージ1の必須基準を満たすことを目指した整備とする。
- (3) 補助金の額は、1,000円未満を切り捨てるものとする。

○対象とならない経費

- (1) 用地の買収及び賃借に係る経費
- (2) 既存施設等の取壊し及び撤去（処分）に係る経費
- (3) 施設等の維持管理に係る経費（修繕費、高熱水費等）
- (4) 交付決定前に支出される経費（交付要綱第12条の規定により、交付決定前着手届の対応をしたものを除く。）